

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第20号

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月の特別職に属する職員の期末手当の支給についての第1条の規定による改正後の天理市特別職の職員の給与に関する条例第7条の規定の適用については、同条ただし書中「とする」とあるのは、「とし、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年5月天理市条例第 号)附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

3 令和4年6月の教育長の期末手当の支給についての第2条の規定による改正後の天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例第6条の規定の適用

については、同条ただし書中「とする」とあるのは、「とし、天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年5月天理市条例第 号）附則第2項第1号ア中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。